

公益社団法人東京都助産師会 入退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都助産師会定款第5条の規定に基づき、会員の入退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所属)

第2条 正会員は、当法人に設置する各地区分会のいずれかに所属し、かつ、助産所部会、保健指導部会、施設部会のいずれかにも所属する。

(入会の手続)

第3条 正会員になろうとするものは、入会申込書に別に定める入会金、当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。

2 入会者があった時は、会員名簿に登録すると同時に会員証を交付しなければならない。

3 賛助会員になろうとする個人または団体は、入会申込書に当該年度の会費を添えて、会長に提出しなければならない。

(退会の手続)

第4条 会員が退会しようとする時は、会員証を添えて退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が退会したときは、会員名簿から削除する。

(会員の移動)

第5条 会員は住所または就業地を変更した時は、変更届けを会長に提出しなければならない。

2 会員から他府県からの転入届があった時は、会費を徴収し、会員名簿に登録すると同時に会員証を交付する。

(改訂)

第6条 この規程の改訂をする場合は、社員総会の決議を経て行うものとする。

(施行期日)

第7条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による公益認定を受けた日から施行する。